

平成23年第1回定例会
県土整備企業常任委員会
提出資料

- 所管事項
 - I 平成22年度及び平成23年度の各事業の見通しについて.. 1
 - II 志摩市水道事業への一元化について..... 3
 - III 技術管理業務の包括的な民間委託について..... 5
 - IV 水力発電事業の民間譲渡について..... 7
 - V RDF焼却・発電事業について..... 15
 - VI 第2次中期経営計画(最終案)について..... 21

〔別冊〕

- ・第2次中期経営計画(最終案)

平成23年3月7日
企業庁

I 平成22年度及び平成23年度の各事業の見通しについて

平成22年度及び平成23年度の企業庁各事業の見通しについては、概ね以下のとおりです。

1 水道用水供給事業（県内29市町のうち17市町に供給）

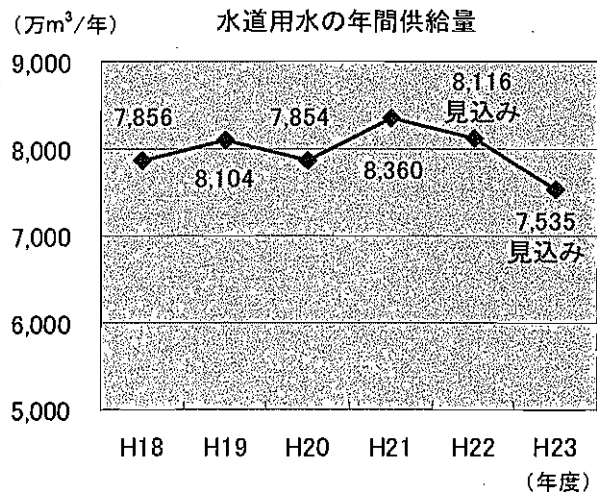
平成22年度の水道用水の年間供給量は、平成22年4月に伊賀水道の伊賀市水道事業への一元化を実施したことなどから、8,116万 m^3 （前年度比2.9%減）と見込んでいます。

平成23年度の供給量については、平成23年4月に志摩水道の志摩市水道事業への一元化を予定していることなどから、平成22年度を下回る水準（7,535万 m^3 ）と見込んでいます。

料金については、北中勢水道の北勢長良川水系の全部給水開始等に伴い、平成23年4月から同水系の基本料金の料率を改定する予定としております。

その他の水系の料金等については、平成23年度は22年度と同じ料金です。

※現行料金適用期間：平成22～26年度（北中勢水道の北勢長良川水系を除く。）



供給見込み(万 m^3)			H23 当初
H22 当初	H22 最終	H23 当初	H22 最終
8,103	8,116	7,535	92.8%

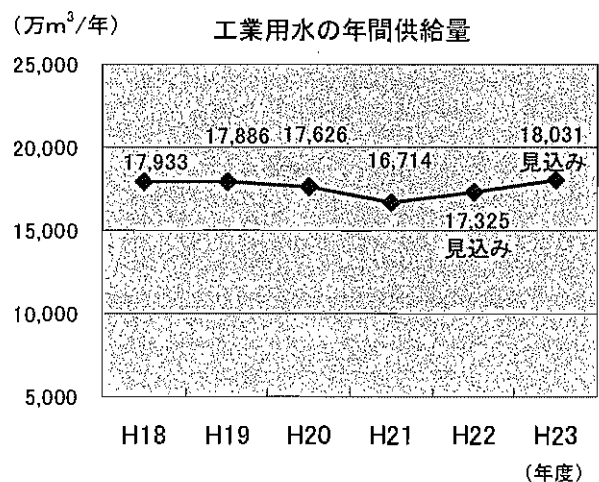
2 工業用水道事業（県内97社108工場に供給）

平成22年度の工業用水の年間供給量は、ユーザーからの申し出による休止水量の増加が見られるものの、昨年度の厳しい経済情勢の影響を受けて減少していた供給量が、徐々に回復していることから、1億7,325万 m^3 （前年度比3.7%増）と見込んでいます。

平成23年度の供給量については、近年の新規・増量申し込みにより契約水量が増加していることや、供給量が徐々に持ち直していることなどから、平成22年度を上回る水準（1億8,031万 m^3 ）と見込んでいます。

料金については、平成23年度は22年度と同じ料金です。

※現行料金適用期間：平成22年1月～24年度



供給見込み(万 m^3)			H23 当初
H22 当初	H22 最終	H23 当初	H22 最終
17,685	17,325	18,031	104.1%

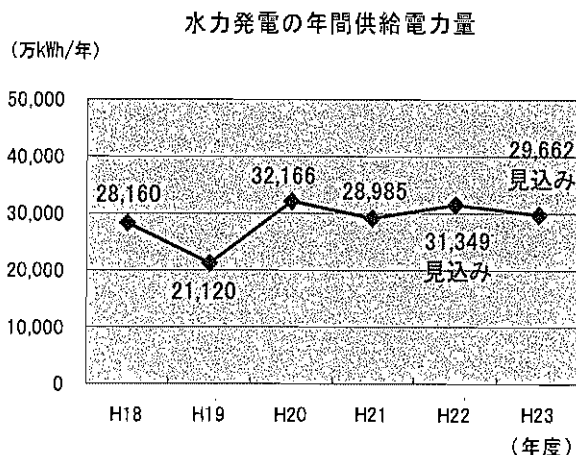
3 電気事業

(1) 水力発電事業 (10発電所)

平成22年度の水力発電事業による年間供給電力量は、平年に比べ降雨量が少なかったものの、定期的に雨が降ったことから、3億1,349万kWh（前年度比8.2%増）と見込んでいます。

平成23年度の供給量については、平年並みの水準（2億9,662万kWh）と見込んでいます。

料金については、平成23年度は基本料金（年額）が1,799百万円（平成22年度:2,044百万円）、従量料金が1kWhあたり1.20円（平成22年度と同料金）となります。



供給見込み (万kWh)			H23 当初
H22 当初	H22 最終	H23 当初	H22 最終
29,519	31,349	29,662	94.6%

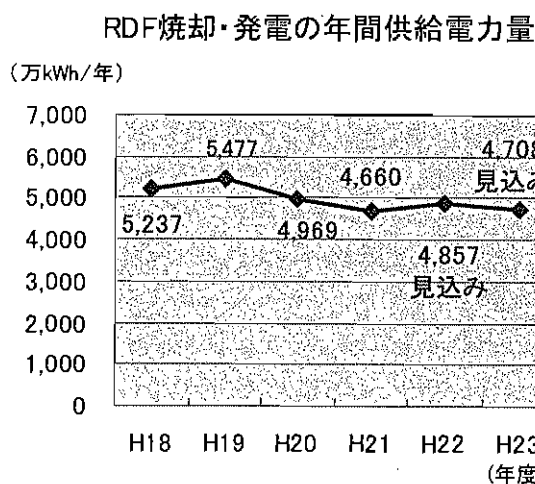
(2) RDF焼却・発電事業 (県内7施設14市町のRDFを受け入れ)

平成22年度については、市町からのRDF搬入量がわずかに増加したことから、年間のRDF処理量は47,332t（前年度比2.7%増）と見込んでいます。

また、年間供給電力量は、4,857万kWh（前年度比4.2%増）と見込んでいます。

平成23年度のRDF処理量及び供給電力量については、今年度の収支計画見直しにあたり市町から提示されたRDF搬入予定量に基づき、ともに今年度をやや下回る水準（46,564t、4,708万kWh）と見込んでいます。

RDF処理委託料については、平成23年度はRDF1tあたり6,684円（平成22年度:6,134円）となります。



	H22 当初	H22 最終	H23 当初	H23 当初 / H22 最終
RDF 処理見込み	t	t	t	
	50,399	47,332	46,564	98.4%
電力供給見込み	万kWh	万kWh	万kWh	
	5,254	4,857	4,708	96.9%

Ⅱ 志摩市水道事業への一元化について

1 一元化に向けた取組状況

志摩水道の志摩市水道事業への一元化について、平成23年4月からの実施に向け、下記のとおり諸手続き等を進めています。

(1) 公営企業債の引き継ぎ

資産譲渡に伴う公営企業債の引き継ぎについては、企業庁で繰上償還を行い、その財源として市が低利率の企業債を発行する手法により、市の負担軽減を図ります。

(2) 国庫補助事業に係る資産譲渡の協議

国庫補助事業により取得した資産を市に譲渡することについて、厚生労働省と協議を行い、国庫補助金の返還が生じないことを確認のうえ、平成23年2月に同省に対して必要な報告手続きを行いました。

(3) 施設改良工事の実施

一元化により必要となった施設の整備（南勢水道事務所からの遠方監視制御装置改良工事・志摩分水設備設置工事等）と水管橋の耐震化工事が完了しました。

(4) 条例改正

平成23年第1回定例会2月会議において、「三重県公営企業の設置等に関する条例」及び「三重県水道供給条例」の改正案を提出しました。

(5) 地方公営企業法による資産処分

平成22年度中に資産の譲渡契約を締結するため、平成23年第1回定例会2月会議において、地方公営企業法の規定に基づく重要な資産の処分にかかる最終補正予算案を提出しました。

2 今後の対応

(1) 資産の譲渡契約

関係議案について、議会の承認をいただいたうえで年度内に市と資産の譲渡契約を締結し、4月1日に譲渡します。

(2) 一元化後の技術支援

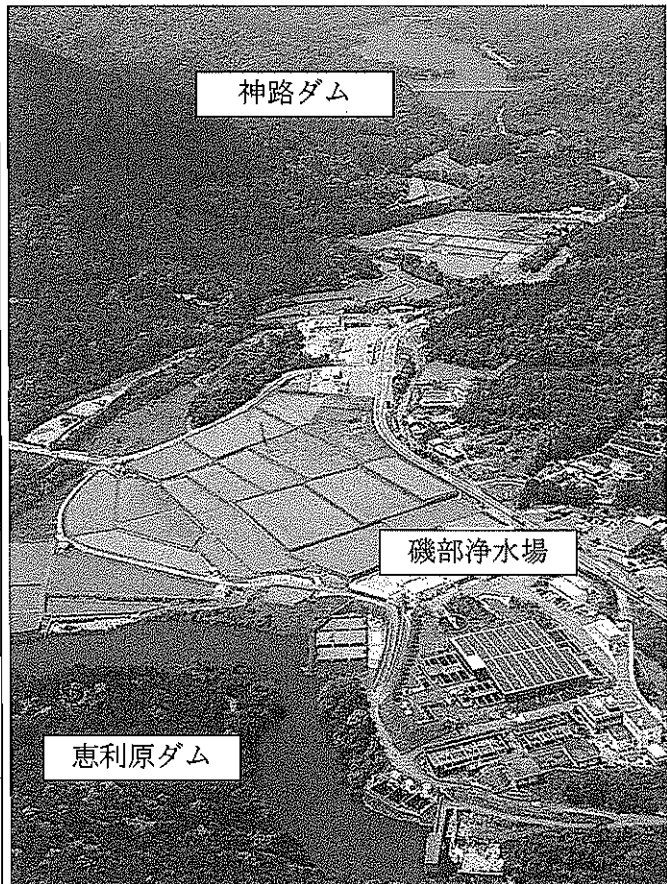
平成22年度は、志摩市職員4名を企業庁へ受け入れ、志摩水道の管路や浄水場等の現場にて技術継承に取り組んでいますが、一元化後は、県（企業庁）から市に3年間、5名程度の職員を派遣し、浄水場の運転管理業務の監督、ダムを含む施設の維持管理等について、OJTによる技術支援を行っていきます。

◎ 志摩市水道事業への一元化に向けたスケジュール

項目	H20	H21	H22											H23			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3		
南勢志摩 水道用水供給事業	一元化 基本合意	一元化基本 合意変更															志摩市 水道事業へ 一元化
公営企業債の引継ぎ																県 繰上償還 市 企業債発行	
国庫補助事業に係る 資産譲渡の協議																	
施設改良工事の実施																	
公営企業の設置等に関する 条例等の改正																条例改正	
地方公営企業法による資産処分 (重要な資産の処分)																最終補正 予算	
資産の譲渡契約																譲渡契約	
志摩市職員の 技術継承																	
企業庁から志摩市へ 技術支援																	

◎志摩市水道事業へ一元化する事業の概要

事業内容	南勢志摩水道用水供給事業のうち、志摩市内における事業
水源	二級河川磯部川水系磯部川(神路ダム及び恵利原ダム)
浄水場	磯部浄水場
給水能力	31,000m ³ /日
給水対象地域	志摩市全域
給水開始年月日	(一部) 昭和43年11月 (全部) 昭和51年 4月
建設期間	昭和40年度～昭和50年度



Ⅲ 技術管理業務の包括的な民間委託について

技術管理業務の包括的な民間委託については、「企業庁長期経営ビジョン」等に基づき、平成21年4月から全ての工業用水道事業の浄水場等において開始しました。

水道用水供給事業の浄水場等については、平成24年度からの導入を目標として、工業用水道事業での包括的な民間委託の実施状況等について検証を進めてきました。検証の結果に基づき、効率性などの課題が解決できるよう、当初計画の一部修正を行い、委託範囲の一部を見直すとともに、水道事務所ごとの運営・管理形態に応じた委託の導入や拡大を段階的に進めていきます。

1 工業用水道事業における包括的な民間委託の検証結果

検証項目

- 1 安全性：安全・安定供給の確保が行われているか。
- 2 効率性：包括的な委託により業務の効率性は向上しているか。
- 3 創造性：民間企業の創意工夫が発揮されているか。
- 4 企業の成熟度：受注実績の有無、競争性が発揮されているか（実態調査）。

【検証結果】

(1) 安全性について

包括的な民間委託開始以降、給水支障に繋がるトラブルはなく、安全性は引き続き確保されています。

(2) 効率性及び創造性について

環境整備業務などの浄水処理に直接関連のない業務についても、委託範囲に含めて一括委託発注しており、結果として一部の業務を受託業者が再委託していることで業務の効率性向上、受託業者の創造性発揮に繋がっていないことが課題となっています。

(3) 企業の成熟度について

他県の状況としては、県営の水道及び工業用水道事業における包括的な民間委託の導入事例が少なく、入札状況についても多くが1者応札となっており競争性が発揮されていませんでした。

一方、「運転監視業務」の民間委託については、導入実績も多く、競争性も発揮されていることから、「運転監視業務」の民間委託は成熟していると言えます。

2 今後の基本的な進め方

「安全・安定」供給を検証し、抽出された課題を解決しながら段階的に包括的な民間委託を進めることで、民間企業の成熟度の向上を促し、将来の事業継続性を高めていきます。

(1) 委託範囲について

検証結果に基づき、委託範囲に含める技術管理業務は、設備の保守点検などの「浄水処理に直結する運転監視業務を中心とする一体的な業務」とします。

また、配水運用等の業務については、関係機関等との調整が必要な事業者責任に係る業務であるため、委託範囲には含めずに企業庁職員により実施していきます。

(2) 包括的な委託を進めるスケジュール

各水道事務所の運営・管理形態が異なることから、水道事務所の運営・管理形態に応じた導入や拡大を進めていきます。

① 北勢水道事務所及び南勢水道事務所について

平成24年度から水道用水供給事業における包括的な民間委託を導入していきます。

② 中勢水道事務所について

平成24年度から水道及び工業用水道事業における浄水場等の運転監視業務の民間委託を導入し、平成27年度に包括的な民間委託を行うこととして段階的に進めていきます。

		(H19～) 中期経営計画			二次中期経営計画		(H19～) 長期経営ビジョン		
事業区分	事業内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28年度
工業用水道事業	運転監視業務	包括的な民間委託実施済			包括的な民間委託を拡大				
	維持管理業務 <small>施設の保守点検など</small>	単独外部委託			単独外部委託(環境整備業務など)				
		【事業者責任に係る業務】企業庁職員による管理(配水運用など)							
水道用水供給事業	運転監視業務	北勢、南勢水道事務所浄水場の運転監視業務の民間委託実施済			中勢水道事務所運転監視業務の民間委託を開始		全浄水場に包括的な民間委託を拡大		
	維持管理業務 <small>施設の保守点検など</small>	企業庁職員による管理			企業庁職員による管理				
		単独外部委託			単独外部委託(環境整備業務など)				
		【事業者責任に係る業務】企業庁職員による管理(配水運用、水道法上の水質検査など)							

(3) 監督員の育成について

包括的な民間委託の拡大とともに、職員が現場経験を積む機会が減少していきませんが、OJTの充実や研修の実施により監督員の育成に取り組むことで、指導監督に必要な能力の維持、向上を図っていきます。

IV 水力発電事業の民間譲渡について

1 水力発電事業の民間譲渡について

水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会から三重県企業庁の民営化に向けたご提言をいただきました。

県は、平成19年2月に示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、「水力発電事業は一定の公的関与の必要性はあるものの、民間譲渡した場合であっても事業の継続が期待できることから、民間譲渡をまずは検討すべき選択肢」と判断したところです。

また譲渡条件としては、

- ① 適正な譲渡価格に加え、
- ② すべての発電所が継続して運営されること
- ③ 地域貢献の取組が継続されること

を基本としながら、総合的な視点で検討を行うこととしたところです。

2 中部電力株式会社を譲渡先としたことについて

水力発電事業の譲渡先については、水力発電やダム管理の技術、運営実績を有することなどの条件により候補を選定し、技術力・経営体制・地域対応力を考慮のうえ、有識者の意見も踏まえて検討を行い、中部電力(株)を譲渡交渉先として決定いたしました。

これを受け、平成19年10月から、前述の3つを譲渡条件の基本として示し、随意契約を前提として中部電力(株)と協議を進めてきました。

3 中部電力(株)との協議経過について

(1) 地域貢献等の課題への対応について

平成20年10月に県議会からいただいた「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」を踏まえ、中部電力(株)との協議にあたっては、地域貢献、設備、用地等の課題について協議を進めました。

特に、平成21年3月に中部電力(株)と締結した確認書における地域貢献課題14項目のうち、緊急発電放流、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策の3項目については、地域へも説明をしながら対応を整理してきました。

(2) 譲渡範囲について

譲渡条件のひとつである「すべての発電所が継続して運営されること」を基本に協議を進めてきました。

(3) 譲渡時期について

平成22年度末の譲渡目標時期としていましたが、中部電力㈱が譲渡後の運転監視システムを構築するために3年から4年程度要することとなり、譲渡完了目標時期を平成25年度又は平成26年度として、施工手順や譲渡方法について協議を進めてきました。

(4) 譲渡価格について

公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例、収益性を考慮した事業価値など、様々な要素を踏まえて検討するなかで、県民の方にご納得いただける適正な価格となるよう協議を行ってきたところです。

具体的には、「これまで企業庁が投資した自己資金分については回収を行う」という考え方により、資産の価値を示す水力発電事業の固定資産帳簿価格（平成25年度末で約123億円程度と見込んでいます）から、譲渡する資産に含まれている国庫補助金相当分（約18億円程度と見込んでいます）を差し引いた105億円を譲渡価格として交渉に臨んできたところです。

4 中部電力㈱との協議を踏まえた今後の方向性について

中部電力㈱と協議を重ねてきた結果、譲渡譲受の課題について、仮契約となる基本合意あるいは譲渡譲受までに県が確実に解決することを条件に、次の方向性で譲渡譲受を進めていきます。

(1) 譲渡価格について

中部電力㈱とは価格の考え方に違いはあるものの、額については105億円（消費税相当額を除く）とすることで協議を進めます。

この価格は、他県での譲渡事例^{別添資料1}や企業の価値を評価する方法で、一般的な企業買収で用いられる収益還元法による算定結果から見ても、譲渡条件の基本としていた「適正な譲渡価格」が満たされているものと考えています。

(2) 地域貢献等の課題への対応について

地域貢献課題14項目のうち、緊急発電放流、森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策を除く11項目については、譲渡後も中部電力(株)により継続していきます。

また残る3つの課題については、次のとおり対応していくことにします。

① 緊急発電放流について

宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダム of 治水機能の強化を図っており、下流地域の安全が確保されると考えていることから、緊急発電放流については譲渡条件としないこととし、引き続き県が宮川流域における安全対策に努めていくこととします。

② 森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策について

これらの事業については、地元にとっても大切な事業であることから、その対応費用については、譲渡価格の中から県が事業費を負担することにより両事業の継続を図っていくこととします。

なお、中部電力(株)は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で進めています。

(3) 譲渡範囲について

企業庁が所有するすべての水力発電所(10箇所)及びダム(三瀬谷、不動谷)における発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡します。

なお、発電用施設以外の寮・公舎等の建物や土地については、企業庁において適切に処分等の対応を行っていきます。

発電所の概要

発電所名	所在地	運転開始年月	最大出力(kW)
長	多気郡大台町	昭和29年1月	2,600
宮川第一	北牟婁郡紀北町	昭和32年4月	25,600
宮川第二	北牟婁郡紀北町	昭和33年1月	28,600
宮川第三	多気郡大台町	昭和37年3月	12,000
三瀬谷	多気郡大台町	昭和42年4月	11,400
大和谷	多気郡大台町	昭和60年6月	6,400
齊蓮寺	名張市中知山	昭和45年6月	2,000
蓮	松阪市飯高町	平成2年4月	4,800
青田	松阪市飯高町	平成7年10月	2,800
比奈知	名張市上比奈知	平成10年12月	1,800
合計			98,000

(4) 譲渡時期等について

① 譲渡方法について

中部電力㈱に譲渡するにあたり、10箇所の水力発電所の運転監視システム整備が必要ですが、整備に伴う発電停止のロスを最小限に抑えることにより、クリーンエネルギーとしての水力エネルギーを無駄なく利用できるという観点から、準備の整った発電所を順次引き渡す段階的な譲渡を行いたいと考えています。

スケジュールとしては、本年6月頃に仮契約となる基本合意書が締結できることを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡を開始し、平成26年度末までの3年間において10箇所すべての発電所の譲渡が完了します。

なお、段階的な譲渡においても、運転管理等の必要経費については、総括原価方式による料金算定のもと、中部電力㈱からの料金収入で手当てされることから、県に不利益は生じません。

② 譲渡時期（段階的な譲渡）のスケジュール（※）

譲渡対象発電所	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
3箇所の発電所	基本 合意	機器発注(中電)	譲渡	現地工事(中電)
3箇所の発電所			機器発注(中電)	譲渡 現地工事(中電)
4箇所の発電所				機器発注(中電)

※ 本年6月頃に仮契約となる基本合意を締結した場合の段階的な譲渡のイメージであり、譲渡する発電所の順番等については、今後詳細を中部電力㈱と協議します。

5 今後の対応について

(1) 確認書の締結に向けて

これまでの協議経過を踏まえて、中部電力(株)と、水力発電施設の譲渡譲受に関する方向性として、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、本年度末までに、確認書を取り交わしたいと考えています。

(2) 基本合意及び譲渡譲受に向けて

上記の確認書を取り交わした後は、本年6月末頃までに仮契約となる基本合意を締結して、その後に譲渡譲受の契約を行っていききたいと考えています。

今後、県において、「粟生頭首工直下で $3\text{m}^3/\text{s}$ を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万 m^3 を限度として放流する」ための流量回復のルールづくり、水利権の継承等についての河川法上の手続きなどを進めていきます。**別添資料2**

なお、課題解決の確実な見通しが得られなければ、基本合意時期を含めて県と中部電力(株)で再度協議を行うこととします。

(3) 条例改正に向けて

水力発電施設の譲渡に伴う設置条例の改正などの事項については、必要な時期に県議会へ諮ってまいりたいと考えています。

(4) 地元市町等への対応に向けて

地元市町からいただいた要望についても、民間譲渡を踏まえて、関係する市町や団体等と十分に協議をしていくなかで対応してまいります。

他県の水力発電事業譲渡の事例

		広島	福島	和歌山	埼玉	青森	兵庫	福井	石川	三重
発電所	施設数	1	4	3	6	1	1	7(風力 1)	7(風力 2)	10
	最大出力 (kW)	700	7,600	29,600	31,400	11,000	5,000	50,000 (1,800)	39,700 (3,600)	98,000
	供給電力量 (千kWh/年)	3,540	33,931	106,053	90,817	46,563	25,600	240,700	177,110	296,623
固定資産帳簿価格 (億円)		2.1 (H13末)	45.2 (H15末)	84.8 (H15末)	42.8 (H18末)	15.7 (H19末)	7.2 (H20末)	81.7 (H20末)	78.7 (H20末)	123 (H25末試算)
企業債未償還額 (億円)		1.5	34.7	46.5	23.4 (H17末)	5.4 (H19末)	3.2 (H20末)	22.3 (H20末)	21.3 (H20末)	21 (H25末試算)
譲渡価格(税抜き) (億円)		0.3	29.5	42.5	23.6 (税込)	6.35	4.56	72	71.35	(105)
譲渡(目標)年月日		H15.3.31	H17.3.31	H17.3.31	H20.3.31	H20.3.31	21年度末	21年度末	21年度末	(24~26年度末)
譲渡先(交渉先)		中国電力	東星興業 (東北電力子会社)	関西電力	東京発電 (東京電力子会社)	東北電力	関西電力	北陸電力	北陸電力	(中部電力)

(1) 地域貢献の取組課題

確 認 書(H21.3.30 確認書 別紙2その1) に 記 載 し た 課 題		基本合意あるいは譲渡譲受に向けた対応方針
項 目	内 容	
1	宮川の流量回復 ○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m ³ ）に、発電用貯留水から毎秒0.13m ³ を上乗せした毎秒0.5m ³ の放流を平成18年4月から実施している。 ○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、県は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首工直下で毎秒3m ³ を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m ³ を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。	○県は関係箇所（市町及び関係団体）との調整を行いながら、「粟生頭首工直下で毎秒3m ³ /sを下回る場合に、宮川ダムから年間1,000万m ³ を限度として放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法を策定する。中部電力もその策定に協力する。 ○譲渡後は、県が「宮川ダム直下0.5m ³ /s、粟生頭首工直下3.0m ³ /s」の運用の検証や流域全体での議論の方向なども見極めながら、「宮川流域振興調整会議」において慎重に検討していく。
2	治水機能の確保 ①宮川ダムにおける事前放流等 ○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。 ○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。	○中部電力は事前放流の協力について、覚書に基づき現在の運用を継続する。 ○中部電力は宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。
3	②三浦湾への緊急発電放流 ○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。	○宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図っており、下流地域の安全が確保されると考えていることから、緊急発電放流については譲渡条件としないこととし、引き続き県が宮川流域における安全対策に努める。
4	③三瀬谷ダム湖内の砂利採取 ○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。	○中部電力はダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。
5	灌漑補給（三瀬谷ダム、宮川ダム） ○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。 ○渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。 ○中部電力は渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。
6	三瀬谷ダムの工業用水 ○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。	○南伊勢工業用水道事業を関係市町の同意を得たうえで廃止したため、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして中部電力が運用する。 ○なお、工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、県が適切に対応する。
7	森林環境の保全 ○県が実施する森林環境創造事業に対して、企業庁は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。	○地元にとっても大切な事業であることから、その対応費用については、譲渡価格の中から県が事業費を負担することにより事業の継続を図る。
8	稚鮎の放流（三瀬谷ダム） ○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	○中部電力は覚書に基づき現在の補償を継続する。
9	三浦湾漁場環境の保全（濁水調整） ○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。
10	三瀬谷ダムの流木除去 ○ダム運用に支障とならないよう、企業庁は必要に応じ流木除去を実施している。	○中部電力はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。
11	関連施設 ①三瀬谷ダム湖の漕艇場 ○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。
12	②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行 ○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。	○中部電力は協定に基づき現在の運用を継続する。
13	三瀬谷ダム下流の濁水対策 ○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	○企業庁は漁協との影響緩和策に関する協定に基づき、協定期間において現在の運用を継続する。
14	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画 ○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。	○地元にとっても大切な事業であることから、その対応費用については、譲渡価格の中から県が事業費を負担することにより事業の継続を図る。 ○中部電力は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で協議を進めていく。

(2) 地域貢献以外（用地、設備等）の取組課題

項 目		基本合意あるいは譲渡譲受に向けた県の取組
1	用地関連	<ul style="list-style-type: none"> ○用地境界の明確化 ○未登記土地の解消 など
2	設備関連	<ul style="list-style-type: none"> ○現地設備と合致した設備管理用図面の整備 ○諸法令への対応確認（届出確認、技術基準への適合確認など） ○PCB含有機器類の取替 ○宮川第三発電所建物のクラックの改修 ○大和谷発電所主要変圧器の基礎沈下対策 ○必要箇所の修繕 など
3	水利権の継承およびその他の河川法等手続	○河川法に基づく譲渡譲受に必要な手続（河川法第23条および第34条手続等）や運用上の諸規程の整理などについて完了していること。

(3) 譲渡価格、譲渡範囲、譲渡時期

項 目		基本合意あるいは譲渡譲受に向けた県の取組
1	譲渡価格	○105億円（消費税相当額を除く）とすることで協議を進める。
2	譲渡範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○企業庁が所有するすべての水力発電所（10箇所）及びダム（三瀬谷、不動谷）における発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡する。 ○発電用施設以外の寮・公舎等の建物や土地については、企業庁において適切に処分等の対応を行う。
3	譲渡時期	<ul style="list-style-type: none"> ○本年6月頃に仮契約となる基本合意書が締結できることを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡を開始し、平成26年度末までの3年間において準備の整った発電所を順次引き渡す段階的な譲渡を行う。 ○上記の際、運転管理等の必要経費については、総括原価方式による料金算定のもと、中部電力㈱からの料金収入で手当とする。

なお、課題解決の確実な見通しが得られなければ、基本合意時期を含めて県と中部電力㈱で再度協議を行う。

V RDF焼却・発電事業について

1 施設の運転状況

- (1) 三重ごみ固形燃料発電所は、4ヶ月毎にボイラの定期点検を実施するなど、安全確認を行いながら、運転を行っています。引き続き、施設の安全管理に万全を期し、安全・安定運転に努めます。

○ RDF処理状況（平成22年4月～平成23年2月）

RDF搬入量： 43,193^t （前年同期比1.9%増）
供給電力量： 4,443万kWh （前年同期比3.5%増）
場外処理量： 約500^t （タービン定期事業者検査による）

（参考）前年のRDF処理状況（平成21年4月～平成22年2月）

RDF搬入量： 42,367^t
供給電力量： 4,294万kWh
場外処理量： 0^t

- (2) 平成22年度も設備の故障等により運転を停止しましたが、下記の3事例は作業ミスとも考えられ、非常に重大な問題と受け止めており、受託者に対し適切に指導するとともに、企業庁職員の安全意識について再啓発を図っていきます。

○ 平成22年12月11日発生

内 容：1号ボイラのボイラ水pH値が基準値を大幅に下回った
原 因：12月8日の停止時にボイラ用薬液注入装置の停止操作を怠った
対 策：1号ボイラのボイラ水入替
停止日数：4日（1号ボイラ）

○ 平成23年1月15日・16日発生

内 容：2号ボイラの常設計器でのばいじん濃度が停止操作の基準値である3mg/m³Nを超過
原 因：バグフィルタバイパス弁のパッキン変形のためバイパスダクト内に灰が流入し排ガスに混入した
対 策：パッキン交換、バイパスダクト内の清掃
停止日数：16日にボイラ点検のため停止したので停止日数0
本来は15日の1回目の濃度3mg/m³N観測時点で即時停止する必要があった

○ 平成23年2月23日

内 容：空気除湿器の除湿剤の水分飽和と逆止弁の取付方向間違いが確認されたため、ボイラ2台と発電機を停止して取替え（2月16日の1号ボイラ停止の根本的原因）
原 因：逆止弁取付間違いにより除湿剤の乾燥ができなくなり水分飽和に至った

対 策：逆止弁と除湿剤の取替え
 停止日数：5日（1号ボイラ・タービン・発電機）
 6日（2号ボイラ）

※年間の運転スケジュールについては、20ページ参照。

2 平成28年度までのRDF焼却・発電事業の収支計画見直しと見直しに伴う処理委託料の増額協議について

三重県RDF運営協議会総会(H20.11.6)決議では、平成20年度から28年度までの収支計画で見込まれる収支不足額を県と市町で折半するとともに、収支計画は3年ごとに見直すこととなっており、今年度はその収支計画を見直す年度となっています。

このため、収支計画の見直し案と見直しに伴う処理委託料の増額協議について、三重県RDF運営協議会総務運営部会を開催し、関係市町と協議を進めています。

(1) 三重県RDF運営協議会総務運営部会での協議状況

① 収支計画の見直し（案）

収支計画の見直し（案）について、部会において協議や精査を行ない、3月1日に開催した総務運営部会において、了承されました。

《収支計画の見直し〈案〉の概要》

見直された市町からの搬入見込み量が、現計画の90%程度にとどまるため、支出の削減に努めるものの、売電料など収入の減により、収支不足見込額は、現収支計画（平成20年度から28年度まで）の19億円から4.1億円悪化し、23.1億円となる。これにより、県及び市町のそれぞれの負担額は、11.55億円（23.1億円の半額）となり、現行の9.5億と比べ約2.05億円増加する試算となる。

【参考：新たな収支試算に基づく収支見込み（平成20～28年度）】

(税抜き)

	現収支計画 (H20～H28)	見直し案 (H20～H28)	差 額
RDF処理量	457,498 t	414,881 t	△42,617 t
収 入	6,420 百万円	5,906 百万円	△514 百万円
支 出	8,321 百万円	8,219 百万円	△102 百万円
損 益	△ 1,901 百万円	△ 2,313 百万円	△412 百万円

* RDF 処理料金を 5,058 円 / t（税込額。税抜額は、4,817 円 / t）として試算

② 見直し結果に基づく平成23年度から28年度までの処理委託料の増額改定について

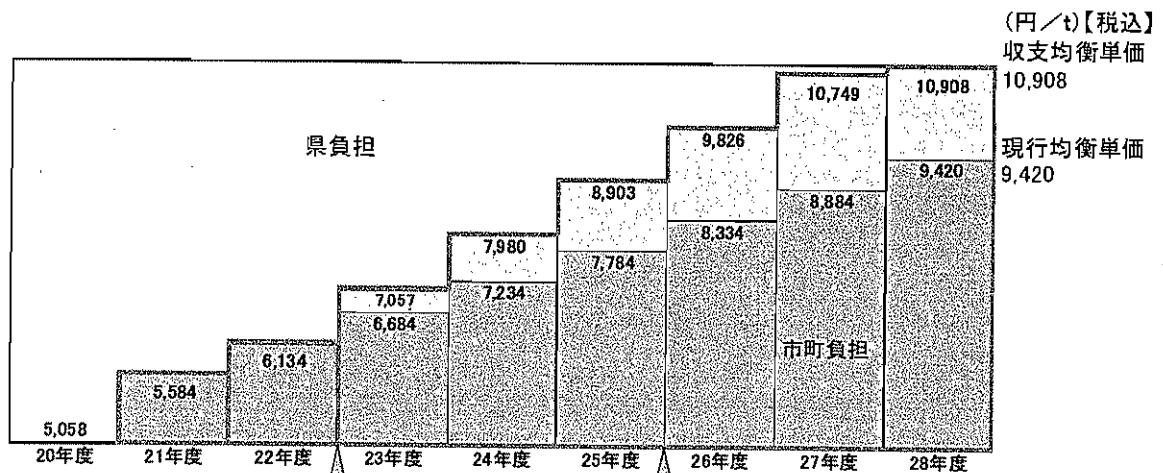
現収支計画では、平成20年度5,058円/tから毎年550円/t程度を加算し、段階的に引き上げることによって、最終28年度が収支均衡単価である9,420円/tとなる処理委託料となっています。

収支計画の見直し結果に基づく処理委託料の増額改定については、3月1日に開催した総務運営部会において、了承されました。

《処理委託料改定（案）の概要》

平成23年度から28年度までの処理委託料について、平成23年度から毎年923円/tずつ加算し、最終28年度の収支均衡単価を10,908円/tとする。

【参考：新たな収支計画に基づく処理委託料（平成20～28年度）】



(2) 今後の対応

平成23年度からの処理委託料改定について、できるだけ早い時期に、RDF運営協議会理事会及び総会を開催し、承認を得よう進めます。

3 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方

(1) RDF運営協議会あり方検討作業部会での協議状況

県と市町で構成するRDF運営協議会において、事業主体など13項目の課題について検討しているところであり、継続に伴う費用負担については、これまでの協議において、県として、以下のとおり考え方を示し、RDF処理に必要な経費は市町に負担いただきたいと説明してきたところです。

一方、市町からは、県が事業主体となった上で、新たな費用負担を市町に求めないよう要望されており、双方の意見には隔たりがあり、膠着状態となっています。

なお、昨年8月27日のRDF運営協議会理事会において、平成29年度以降継続する場合は、事業期間を4年間延長し、施設の撤去費用は県の負担とすることが確認されています。

【平成22年10月7日の第13回あり方検討作業部会で示した県及び市町の考え方】

a 県の考え方

- ・ 県が事業主体となる場合、今後必要となる経費のうち、継続に伴う費用（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）は、一般廃棄物の処理は市町の責務であることやRDF化以外の処理方法をとっている他の市町との公平性からも、受益者負担を原則として、参画市町に負担していただく必要がある。

b 市町の意見

- ・ 県はRDF構想を推進してきた責任を認め、今後の継続期間においても応分の負担をするべきである。
- ・ 課題解決に向けて、県として調整案を提示すべきである。

(2) 県からの新たな提案

膠着状態を打開するために、3月1日の第15回あり方検討作業部会において、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）を県と市町とで半分ずつ負担することなどを内容とする新たな提案をし、合意に向け協議を進めています。

【平成23年3月1日の第15回あり方検討作業部会 県からの新たな提案】

- 平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。
- 昨年8月のRDF運営協議会理事会で確認されたとおり撤去費用は県が負担する。

【参考：今後必要となる経費の試算】

(単位：百万円、税込)

	継続に伴う維持 管理費の増額分 ※1	改修費	外部処理費 ※2	小計 ※3	撤去費	合計
4年継続の場合 (H29~32年度) ※4	1,887	495	34	2,416	720	3,136

※1 平成29年度以降必要となる維持管理費の総額から、収入予定の総額（売電収入及び平成28年度単価による処理委託料収入）を差し引いた額
 ※2 改修期間中の他施設でのRDF処理費用
 ※3 収支の不足見込額
 ※4 RDF想定処理量は H29年度～32年度:4万5千t/年
 ※5 上記の表は現時点の収支均衡単価（9,420円/t）を超える分についての試算

(3) 今後の対応

平成29年度以降の事業主体や費用負担等の問題については、本年度中に一定の方向を出すことで、市町と県が合意していることから、できるだけ早い時期に、RDF運営協議会理事会及び総会を開催し、県・市町間で合意したいと考えています。

三重ごみ固形燃料発電所 発電所運転実績及び計画

平成22年度

項 目	H22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23年 1月	2月	3月	
1号ボイラ 運転	← 運転(102日間) →			← 運転(105日間) →					※1 運転(49日間)	← 運転(12日間) →	← 運転(36日間) →		
点検・確認	4/6(火)			7/15(木)	8/9(月)			11/20(土)	12/6(月) 12/14(火)	1/22(土) 2/5(土) 2/15(火) 2/27(日)			
				点検 1号ボイラ停止 7/16~8/8				点検 1号ボイラ停止 11/21~12/5		※1 送電線電圧低下による1号ボイラ・タービン停止 12/8 ボイラ水pH低下による1号ボイラ停止 12/11~12/14		タービン定期事業者検査 (1/23~2/6) タービン定期事業者検査による1号ボイラ停止 1/23~2/4	
2号ボイラ 運転	← 運転(113日間) →			← 運転(110日間) →			← 運転(67日間) →		※2 運転(39日間)	← 運転(18日間) →	← 運転(91日間) →		
点検・確認		5/8(土) 5/24(月)			9/9(木)	10/4(月)		12/8(水) 12/9(木)	1/15(土) 2/6(日) 2/22(火) 2/28(月)	タービン定期事業者検査および自主点検 (1/16~2/6)		2/23(月) 2/27(木)	
		点検 2号ボイラ停止 点検: 5/9~5/23			点検 2号ボイラ停止 9/10~10/3		発電機監視保護装置誤作動のためタービン、発電機 手動停止 ボイラは運転継続 11/24~11/25		※2 送電線電圧低下による2号ボイラ 停止 12/8~12/9		タービン定期事業者検査 および自主点検による 2号ボイラ停止 1/16~2/5		
(参考) 安全管理会議								○11月15日 第20回会議		1/15・16に2号ボイラばいじん濃度 が基準値を超過		○3月頃 第21回会議(予定)	
安全管理会議技術部会							○10月20日 第27回部会					○3月11日 第28回部会(予定)	

平成23年度

項 目	H23年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24年 1月	2月	3月	
1号ボイラ 運転	← 運転(91日間) →			← 運転(110日間) →					← 運転(112日間) →				
点検・確認	4/2(土) 4/25(月)			7/23(土)	8/8(月)			11/24(木)	12/12(月)			3/31(土)	
	定期事業者検査 (4/3~4/24) 1号ボイラ停止 4/3~4/24			点検 1号ボイラ停止 7/24~8/7				点検 1号ボイラ停止 11/25~12/11		電気設備点検 11/26~11/27		点検 1号ボイラ停止 4/1~4/15	
2号ボイラ 運転		← 運転(91日間) →			← 運転(54日間) →			← 運転(33日間) →		← 運転(19日間) →		← 運転(98日間) →	
点検・確認		5/28(土) 6/20(月)			9/17(土) 10/3(月)			11/24(木) 11/29(火) 12/30(金) 1/4(水) 1/21(土) 2/6(月)					
		定期事業者検査 (5/29~6/19) 2号ボイラ停止 5/29~6/19			点検 2号ボイラ停止 9/18~10/2		停止 2号ボイラ停止 11/25~11/28		停止 2号ボイラ年末年始 の搬入量減少見込 のため停止		点検 2号ボイラ停止 1/22~2/5		
(参考) 安全管理会議					○8月頃 第22回会議(予定)							○3月頃 第23回会議(予定)	
安全管理会議技術部会						技術部会 随時開催							

VI 「三重県企業庁第2次中期経営計画(最終案)」
について (概要) [平成23年3月策定予定]

第1章 策定の趣旨(P1)

※ 下線部は、「中間案」から一部修正を行った箇所

平成23年度以降も引き続き「長期経営ビジョン」における経営目標の達成に向けた具体的な取組が行えるよう、「第2次中期経営計画(平成23年度～平成26年度)」を策定し、今後も効率的で透明性の高い企業経営を持続させます。

第2章 第1次中期経営計画の取組成果と課題(P2)

- ◎計画的な施設改良の推進(P2)
 - ・耐震化対策や老朽劣化対策を優先的に実施
⇒引き続き、工事対象を精査したうえで実施
- ◎市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組(P2)
 - ・市と「震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定」を締結するなど、市町と連携した水質管理の強化を実施
⇒引き続き、市町等と連携した研修・訓練などの取組を実施
- ◎技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組(P2)
 - ・業務に沿った専門研修やOJTを実施
⇒引き続き、職員への意識改革や現場力向上の取組を実施
- ◎「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善
市水道事業への一元化(P3)
 - ・平成22年4月から伊賀市へ一元化を実施
 - ・平成23年4月から志摩市へ一元化を予定
⇒一元化後は、県から市に対し職員派遣を実施
- 技術管理業務の包括的な民間委託(P3)
 - ・平成21年4月から全ての工業用水道の浄水場等において委託を開始
⇒引き続き、委託状況を検証しながら、委託範囲の拡大を実施
- 水力発電事業の民間譲渡(P4)
 - ・平成24年度末から平成26年度末にかけて段階的に譲渡することとして協議を進めることや、譲渡価格や譲渡範囲の方向性を整理
⇒計画的な設備改修や、譲渡までに県が実施することとしている課題の解決
- RDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管(P4)
 - ・水力発電事業の譲渡まで附帯事業として運営
⇒譲渡後も企業庁が引き続き運営する際の課題の整理
 - ・平成29年度以降のあり方については、一定の方向性を得るよう関係市町との協議を実施
- ◎その他の取組
安全・安定運転の取組(P5)
 - ・RDF焼却・発電事業については、桑名広域清掃事業組合と「災害時相互応援に関する協定書」を締結するなど、災害時の応急対策の強化
⇒引き続き、受託事業者と緊密な連携のもと、一体となった発電所の管理
- 環境に配慮した事業活動の取組(P6)
 - ・企業庁地球温暖化率先実行計画・第2次計画に基づき、太陽光発電設備や小水力発電設備を計画的に整備
⇒県が新たに定める地球温暖化対策実行計画などを踏まえた対応
- 経営基盤の強化(P6)
 - ・平成21年度に本庁及び北勢水道事務所の組織改正を実施
⇒企業庁を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、柔軟で効率的な組織体制を実施
 - ・企業庁独自の参集体制に基づく研修・訓練などを実施
⇒引き続き、危機発生時の迅速な対応がとれるよう取組を実施
 - ・ISO9001を活用した業務の継続的な改善
⇒引き続き、安全・安心な製品を安定供給できるよう取組を実施
 - ・繰上償還等による支払利息の軽減、新規企業債の発行抑制
⇒引き続き、健全経営に努めるよう取組を実施

第3章 経営の状況(P11)

第2次中期経営計画における成果指標

水道用水供給事業

給水量の状況(P12)
・5年間：横ばい

収支の状況(P12)
・料金の値下げにより収入は減少
・市水道への一元化に伴う特別損失の発生

施設の整備状況(P13)
・平成21年度に伊賀水道用水供給事業の給水開始
・平成23年度に北中勢水道用水供給事業(第2次拡張)の全部給水開始を予定

経営にあたっての留意点(P14)
・地形的な問題や建設時期により、施設整備費が割高、給水原価は高い状況
⇒更なる費用の削減

平成22年度見込
・純損失44億7千万円
(純利益9億7千万円)
※ () 書きは、伊賀市水道事業への一元化に伴う特別損失を除く。
・長期債務残高 477億7千万円

平成26年度目標値(P31)

- ①浄水場等における主要施設の耐震化率 100%
- ②水管橋の耐震化率 98.8%
- ③設備の更新率 100%
- ④水質基準適合率 100%
- ⑤給水障害発生件数 0件
- ⑥給水原価 110.9円/m³

それぞれの地域の特性に応じた形態により、市町や民間事業者と協働し、「水源から家庭の蛇口まで」の「安全・安心・安定」供給に取り組みます。
時代の変化に即応した経営改善を推進し、効率的な事業運営のもとニーズに即したサービスを提供します。

工業用水道事業

給水量の状況(P16)
・5年間：横ばい ないしは 微減傾向
・約11万m³/日が未売水

収支の状況(P16)
・料金の値下げにより収入は減少
・平成21年度末で南伊勢工業用水道事業を廃止したことに伴う特別損失の発生

施設の整備状況(P17)
・ユーザーからの新たな需要(4年間で24件)に合わせ、配水管布設などの対応

経営にあたっての留意点(P18)
・使用水量の減少や施設改良の影響などにより、給水原価は高い状況
⇒①更なる費用の削減 ②未売水の利用促進

平成22年度見込
・純利益6億8千万円
・長期債務残高 212億9千万円

平成26年度目標値(P38)

- ①浄水場等における主要施設の耐震化率 87.5%
- ②水管橋の耐震化率 95.9%
- ③管路の更生率 100%
- ④設備の更新率 100%
- ⑤給水障害発生件数 0件
- ⑥給水原価 24.4円/m³
- ⑦年間給水量 225百万m³
- ⑧新規・増量契約件数 5件/年

県内の事業者に対し良質な工業用水を安定的に供給し、地域の経済・産業の活性化に貢献します。
時代の変化に即応した経営改善を推進し、企業ニーズに応じた効率的な事業運営を行うとともに、新規需要に迅速・的確に対応します。

電気事業

供給電力量等の状況(P20)
水力：降雨量が少なかった平成19年度を除き、横ばい
RDF：平成20年度以降、市町からのRDF搬入量が年々減少

収支の状況(P21)
水力：
・平成21年度まで料金の値下げにより収入は減少
RDF：
・品質管理・安全対策の経費増
・処理料金の段階的な引き上げ

施設の整備状況(P22)
・平成16年の災害復旧については、平成20年度に、全ての発電所が運転を再開

経営にあたっての留意点(P23)
水力：民間譲渡に向け、①計画的な設備改修 ②譲渡までに県が実施することとなっている課題を解決
RDF：①安全管理に万全を期する ②民間譲渡後も、引き続き企業庁が事業を運営するための様々な課題を解決

平成22年度見込
・純損失2億1千万円
・長期債務残高 36億1千万円

平成26年度目標値

【水力】(P46)

- ①発電施設の耐震化率 100%
- ②設備の更新率 100%
- ③水力発電事業譲渡 段階的な譲渡
- ④溢水電力量 6,000kWh以下
- ⑤供給電力量 296,623kWh
- ⑥発電によるCO₂削減量 217kt-CO₂
- ⑦供給支障件数 0件

【RDF】(P47)

- ①RDF外部処理委託量 0t
- ②RDF1t当たりの発電量 1,305kWh/t

水力発電事業の役割である再生可能な純国産のクリーンエネルギーの供給や、地域貢献の取組を将来にわたって持続可能なものとするため、民間事業者への譲渡を円滑に進めます。

※ 困いについては、長期経営ビジョンの経営目標

第4章 今後4年間の重点的な取組(P24)

1 計画的な施設改良の推進(P24)
老朽劣化への対応や大規模地震等に備え、「安全・安定」供給を実現するため、第1次中期経営計画の検証を踏まえたうえで計画的に実施
4年間：事業費276億円

◎耐震化・老朽劣化対策(P27)
①浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化対策
②老朽劣化が著しい設備の更新
浄水場やポンプ所などにおける主要な機器設備の更新を重点的に行います。
〔4年間：事業費98億円〕

◎耐震化・老朽劣化対策(P34)
①浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化対策
②老朽劣化が著しい管路の更生
水管橋や主要施設の耐震化対策を重点的に行います。
〔4年間：事業費149億円〕

◎計画的な設備改修(P43)
①主要設備の改修や耐震化対策
②譲渡先との協議を踏まえた改修
水車発電機の分解点検を行うほか、PCB含有大型変圧器の取替などを計画的に行います。
〔4年間：事業費29億円〕

2 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給(P25)

◎市町・民間事業者と連携した水質管理強化の推進(P29)
①市町の水質管理技術に応じた研修や情報の共有化
②緊急時対応等の訓練

◎ユーザーとの協働(P36)
①定期的な協議
②濁水などの的確な情報提供

3 技術継承による新たなステージでの技術力向上(P25)

◎技術継承と人材育成(P25)
①指導監督能力の育成・計画的な研修や実践的なOJTを実施
②緊急時対応能力の強化・受託事業者との緊急時等の実践的訓練
③総合的な能力の開発・育成
・企画立案能力・課題解決能力など経営に必要なとされる能力の育成・開発

4「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善(P26)

◎市水道事業への一元化(P26)
・志摩市について、一元化後は、県から市に対し職員を派遣し、施設の維持管理などについて、OJTにより技術継承を行う。
◎技術管理業務の包括的な民間委託(P29)
①平成24年度から北勢水道事務所及び南勢水道事務所の管内において導入していく。
②導入後も、その効果を検証しつつ、中勢水道事務所の管内に導入する等、委託範囲の段階的な拡大について検討していく。

◎技術管理業務の包括的な民間委託(P36)
・平成24年度から北勢水道事務所の管内において、委託範囲を拡大していく。

◎水力発電事業の民間譲渡(P41)
・譲渡・譲受に関する基本的事項の確認書に基づき、段階的な譲渡時期である平成24年度末から平成26年度末までに、必要な取組を行い、水力発電事業の譲渡を円滑に進める。
◎RDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管(P44)
・水力発電事業の譲渡以降も平成28年度までは、引き続き、企業庁が運営することとし、実施するための様々な課題解決に向け検討する。

第5章 その他の事業別取組(P27)

◎建設・拡張事業の的確な推進(P30)
・大台町への新規給水
・北中勢第2次拡張事業の一部未整備施設の整備に向けた取組
◎効率的な事業執行(P30)
・施設の更新に合わせ長寿命化をはかる等、コストと品質を重視した取組

◎未利用水等への対応(P37)
・企業立地政策に対応した迅速な対応、環境用水の検討、アンケートに基づく営業活動等
◎効率的な事業執行(P37)
・施設の更新に合わせ長寿命化をはかる等、コストと品質を重視した取組

◎水力発電所の安全・安定運転の取組(P42)
・ダム操作規程等を遵守したダム運用や地域に配慮した水運用
◎三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転の取組(P44)
・RDF製造施設を有する市町や関係部局と連携し、品質管理等の情報共有を実施

【事業展開を支える取組】
第6章 環境への配慮・地域貢献活動(P50)

◎環境に配慮した事業活動(P50)
・オフィス活動やグリーン購入等、ISO14001に準じた取組
・新エネルギー発電設備の維持管理等、地球温暖化対策の取組
・水源涵養林の育成
◎施設開放等による地域貢献活動(P51)
・スポーツ・レクリエーション施設としての開放
・震災時における施設の提供
・地域との交流

第7章 経営基盤の強化(P52)

①柔軟で効率的な組織体制の整備(P52)
・組織改正方針、定員管理計画
②技術継承と人材育成(P55)
・計画的な研修や実践的なOJTを実施
・業務上必要な資格の取得支援
③危機管理体制強化(P57)
・危機管理マニュアルや企業庁独自の参集体制に基づく研修・訓練を実施
・OBボランティア、市町、業界団体と連携した訓練を実施
④ISO9001による品質向上(P58)
⑤広報活動方針(P59)
・事業内容を分かりやすく提供
・ボトルウォーターの製作や浄水場施設の公開を実施
⑥財務運営方針(P60)
・自己資本の充実、利息負担の軽減、企業債発行の抑制、内部留保資金の確保と活用
⑦適正な資産管理(P67)
・資金運用、未利用資産の計画的な処分及び活用

第8章 計画達成状況の公表・評価(P68)

・成果指標の実績把握と公表
・必要に応じた見直し
・「企業庁経営に関する懇談会」の開催

水道用水供給事業

工業用水道事業

電気事業

第2次中期経営計画期間における事業別収支計画（平成23年度～平成26年度）

水道用水供給事業 (P32)

(単位:百万円)						
区分	平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
収益的収支	営業収益	9,875	9,408	9,397	9,387	9,390
	営業外収益	192	208	290	293	221
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	10,067	9,616	9,687	9,680	9,611
	営業費用	7,812	7,420	7,598	7,485	7,535
	営業外費用	1,286	1,206	1,132	1,053	904
	特別損失	5,435	1,930	-	-	-
	費用計	14,533	10,556	8,730	8,538	8,439
	純利益	△4,466	△940	957	1,142	1,172
	資本的収支	企業債補助金	178	-	-	-
出資金		2,122	2,069	2,065	1,262	1,209
その他収入		5	1,757	167	212	338
収入計		2,443	3,826	2,232	1,474	1,547
建設改良費		1,722	1,912	2,700	3,275	2,840
償還金		5,701	7,398	5,068	3,917	3,748
支出計		7,423	9,310	7,768	7,192	6,588
資本的収支不足額		△4,980	△5,484	△5,535	△5,718	△5,041
前年度末内部留保資金		13,456	13,354	12,527	11,670	10,871
純利益		△4,466	△940	957	1,142	1,172
当年度分損益勘定留保資金等	9,422	5,597	3,721	3,777	3,792	
資本的収支不足額	△5,058	△5,484	△5,535	△5,718	△5,041	
単年度資金収支	△102	△827	△857	△799	△77	
当年度末内部留保資金	13,354	12,527	11,670	10,871	10,794	

※収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
※四捨五入のため合計が合わない場合があります。
※需要予測は参考資料P74を参照。

1 収益的収支

- (1) 収入
- ・料金及び需要量予測から毎年度約96億円～101億円を見込む。
 - ・平成23年度は、志摩市水道事業への一元化により約5億円減少。
- (2) 費用
- ・市水道事業への一元化に伴い、平成22年度に約54億円、平成23年度に約19億円の特別損失を見込む。
 - ・平成24年度以降は、一元化により費用が減少し、約84億円～87億円を見込む。

純利益

- ・平成23年度末は約21億円の未処理欠損金(平成25年度までに解消できる見込み)。
- ・平成24年度以降は毎年度約10億円～12億円を確保。

2 資本的収支

- (1) 収入
- ・北勢広域水道拡張事業の終了に伴い国庫補助金が減少し、毎年度約15億円～38億円を見込む。
- (2) 支出
- ・老朽劣化対策、耐震化対策工事等のため、建設改良費として毎年度約17億円～33億円の投資が必要。
 - ・平成23年度は、志摩市水道事業への一元化に伴う企業債の繰上償還で約17億円の増加を見込む。

不足額：内部留保資金等により補填。

3 資金収支

- ・平成26年度末の内部留保資金は約108億円を確保。

工業用水道事業 (P39)

(単位:百万円)						
区分	平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
収益的収支	営業収益	5,969	5,999	5,982	5,982	5,982
	営業外収益	58	39	31	31	31
	特別利益	18	8	-	-	-
	収入計	6,045	6,046	6,013	6,013	6,013
	営業費用	4,719	5,073	5,055	5,119	5,130
	営業外費用	614	558	435	407	380
	特別損失	29	32	48	46	46
	費用計	5,362	5,663	5,538	5,572	5,556
	純利益	683	383	475	441	457
	資本的収支	企業債補助金	1,247	1,225	585	418
出資金		188	251	385	275	130
その他収入		18	3	-	-	-
収入計		2,714	2,690	2,161	1,904	1,558
建設改良費		2,611	3,116	4,116	3,647	3,715
償還金		4,556	3,738	2,233	2,047	2,071
支出計		7,167	6,854	6,349	5,694	5,786
資本的収支不足額		△4,453	△4,164	△4,188	△3,790	△4,228
前年度末内部留保資金		14,268	12,862	11,426	10,024	9,025
純利益		683	383	475	441	457
当年度分損益勘定留保資金等	2,364	2,345	2,311	2,350	2,420	
資本的収支不足額	△4,453	△4,164	△4,188	△3,790	△4,228	
単年度資金収支	△1,406	△1,436	△1,402	△999	△1,351	
当年度末内部留保資金	12,862	11,426	10,024	9,025	7,674	

※収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
※四捨五入のため合計が合わない場合があります。
※需要予測は参考資料P75を参照。

1 収益的収支

- (1) 収入
- ・料金及び需要量予測から毎年度約60億円を見込む。
- (2) 費用
- ・水源施設の老朽劣化、耐震化に伴う負担金の増に伴い、毎年度約54億円～57億円を見込む。

純利益

- ・毎年度約4億円～7億円を確保。
- ・全額を減債積立金として利益処分し、企業債の償還金に充当。

2 資本的収支

- (1) 収入
- ・建設改良の財源として国庫補助金が増加するが、平成24年度以降、水資源機構割賦負担金の繰上償還の財源とする水源費特別対策支援債の発行を行わないことから減少。
- (2) 支出
- ・老朽劣化対策、耐震化対策工事等のため、建設改良費として毎年度約26億円～41億円の投資が必要。

不足額：内部留保資金等により補填。

3 資金収支

- ・平成26年度末の内部留保資金は約77億円を確保。

電気事業 (P47)

(単位:百万円)						
区分	平成22年度 (補正後予算)	平成23年度 (当初予算)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
収益的収支	営業収益	2,422	2,156	2,583	2,318	1,960
	附帯事業収益	788	803	826	846	818
	営業外収益	13	10	10	10	10
	特別利益	-	-	-	-	-
	収入計	3,223	2,969	3,419	3,174	2,788
	営業費用	2,122	1,965	2,362	2,123	1,791
	附帯事業費用	1,068	1,040	962	1,194	908
	営業外費用	184	160	128	102	76
	特別損失	59	-	-	-	-
	費用計	3,433	3,165	3,452	3,419	2,775
純利益	△210	△196	△33	△245	13	
当年度末未処理欠損金	2,435	2,631	2,664	2,909	2,896	
資本的収支	企業債補助金	-	-	-	-	-
	長期貸付金償還金	47	34	25	13	-
	その他収入	162	-	-	-	-
	収入計	209	34	25	13	-
	建設改良費	11	216	555	268	297
	償還金	554	502	507	509	440
	支出計	565	718	1,062	777	737
	資本的収支不足額	△356	△684	△1,037	△764	△737
	前年度末内部留保資金	2,399	2,442	2,085	1,677	1,286
	純利益	△210	△196	△33	△245	13
当年度分損益勘定留保資金等	609	523	662	618	617	
資本的収支不足額	△356	△684	△1,037	△764	△737	
単年度資金収支	43	△357	△408	△391	△107	
当年度末内部留保資金	2,442	2,085	1,677	1,286	1,179	

(注)・収益的収支は税抜き。資本的収支は税込み。
・四捨五入のため合計が合わない場合があります。
・需要予測は参考資料P76を参照。

※平成24年度から平成26年度の収支について、10発電所を運営した場合であり、段階的な譲渡における各年度末の譲渡発電所が決定次第、修正することとします。

1 収益的収支

- (1) 収入
- ・営業収益は、水力発電の電力料で約20億円～26億円。
 - ・附帯事業収益は、各製造施設のRDF製造量予測等から電力料及びRDF処理料金等で約8億円。
 - ・電気事業全体では約28億円～34億円を見込む。

(2) 費用

- ・水力発電で約19億円～25億円。
- ・RDF焼却・発電で約9億円～12億円。
- ・電気事業全体では約28億円～35億円を見込む。

純利益

- ・水力発電事業で平成24年度以降は、約1億円を確保。
- ・RDF焼却・発電事業で収支の改善が見込まれることから、平成26年度は電気事業全体で純利益が確保できる見込み。

2 資本的収支

- (1) 収入
- ・新規の企業債を発行しないことから、平成23年度以降は、長期貸付金償還金のみを毎年度約1千万円～3千万円と見込む。

(2) 支出

- ・企業債の償還、水力発電事業の民間譲渡後における譲渡先での安定的な事業継続のための施設改良の実施。

不足額：内部留保資金等により補填。

3 資金収支

- ・平成26年度末の内部留保資金は約12億円を確保。